

第2号様式

鹿児島県警察旗の制式及び取扱いに関する訓令（概要）

（昭和60年3月20日 鹿児島県警察本部訓令5）

本訓令は、鹿児島県警察旗（以下「警察旗」という。）の制式及び取扱いについて必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は、

- 本訓令の趣旨
- 警察旗の制式
- 鹿児島県警察本旗の使用に関する事項
- 警察旗の保管責任者に関する事項

等である。